

神戸松蔭女子学院大学における公的研究費等の不正防止に関する基本方針

2022年3月10日 学長決定

神戸松蔭女子学院大学（以下、「本学」という。）では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日制定、2021年2月1日改正）に基づき、本学における公的研究費等の不正使用等の防止に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 責任体系の明確化

本学における公的研究費等の適正な運営・管理のための責任体系を明確に定め、それぞれが役割と責任を踏まえ、取り組みを推進する。

(1) 最高管理責任者：学長

本学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者：研究担当の副学長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

(3) コンプライアンス推進責任者：部局長

各部局における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

公的研究費等の使用及び事務手続きに関するルールについて、明確かつ統一的な運用を図るとともに、公的研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

(2) 職務権限の明確化

公的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。

(3) 関係者の意識向上

公的研究費等の管理・運営に関わる全ての構成員に対して、本学の不正対策に関する方針、行動規範及びルール等に関するコンプライアンス教育や啓発活動を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、ルールを遵守し、不正を行わないことを誓約する文書の提出を求める。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備等

公的研究費等の不正に対する調査及び懲戒に関する規程を整備し、本学内外からの通報を受け付ける窓口を設置する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止推進委員会を設置し、不正を発生させる要因を把握した上で、不正防止計画を策定・実施する。不正防止計画は、随時見直しを行う。

4. 公的研究費等の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行い、実効性のあるチェック体制を構築し管理する。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の使用に関するルール等について、本学内外からの相談に対応する相談窓口を設置する。また、本学における公的研究費等の不正への取組みについての方針等を、外部に公開する。

6. モニタリングの在り方

公的研究費の適正な管理のため、本学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。